◎身体障害者手帳の交付を受けている者

障害の区分		障害の級別
視 覚 障	害	1級から3級までの各級又は4級の1
聴覚障	害	2級又は3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合 に限る)
上肢不自由		1級、2級
下肢不自由		1級から6級までの各級
体 幹 不 自 由		1級から3級までの各級又は5級
乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障害	上肢機能	1級又は2級(1上肢のみに運動機能障害がある 場合を除く。)
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害		1級又は3級
じん臓機能障害		1級又は3級
呼吸器機能障害		1級又は3級
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級又は3級
小腸の機能障害		1級又は3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免 疫機能障害		1級から3級までの各級
肝 臓 機 能 障 害		1級から3級までの各級

[※] 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有する者をいう。

◎療育手帳

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
	A 又はA

◎精神障害者保健福祉手帳

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
	1級(自立支援医療費受給者証により、通院の事 実が確認できる者に限る。)

◎戦傷病者手帳の交付を受けている者

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
視 覚 障 害	特別項症から第4項症までの各項症
聴 覚 障 害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3 款症までの各款症
体 幹 不 自 由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症
心臟機能障害	特別項症から第3項症までの各項症項症
じん臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症項症
呼吸器機能障害	特別項症から第3項症までの各項症項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症項症
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症項症

[※] 恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2又は第1号表の3による重度障害の程度又は傷害の程度に該当する障害を有するものをいう。